

中小企業みらい設備投資促進事業補助金

◆制度概要

中小企業者の設備投資の促進及び経営基盤の強化を図るため、市内に所在する事業所において設備投資を行う場合に、その費用の一部を補助します。(※本制度は今年度で終了します)

◆補助対象者

次のいずれにも該当する中小企業基本法第2条第1項各号に規定される中小企業者
(※医療法人、事業組合等は含まれません)

- ・市内で事業を行っており、市税を滞納していないこと
- ・役員及び従業員が暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと

◆補助対象経費

安城市に固定資産税(償却資産)の申告を行った新規取得した資産(中古設備等でも新たに取得したものは含みます。)のうち、下表に該当するものの取得価格。ただし、これらの1年間における取得価格の合計が100万円に満たない場合は、交付の対象となりません。また、安城市の他の補助制度の対象となった経費は補助対象外です。

第1種	構築物・建物附属設備
第2種	機械及び装置
第5種	車両及び運搬具(自動車税・軽自動車税の対象となる資産は入りません。)
第6種	工具・器具及び備品

◆補助金額

補助対象経費に100分の5を乗じて得た額。1年度あたり100万円を上限とします。

◆対象期間と申請期間

年度	償却資産の取得期間	補助金の交付申請期間
30	H30.1.2~H31.1.1	H31年度の償却資産(固定資産税)の申告後H31.3.29(金)まで

◆申請手続

所定の申請書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて商工課までお持ちください。申請書は安城市公式ウェブサイト「望遠郷」からダウンロードできます。

- ① 申請日の前3月以内に発行された法人に係る登記事項証明書(全部事項証明書)及び市税の完納を証する納税証明書(完納証明書)
- ② 直近の1事業年度分の決算関係書類の写し(貸借対照表、損益計算書、事業報告等)
- ③ 直近の確定申告書の写し(個人事業の場合)

※必要ページ：第1・2表、収支内訳書または青色申告決算書

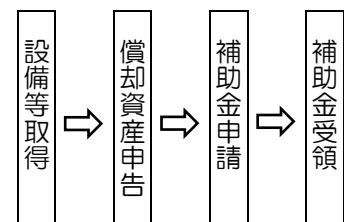
- ④ 償却資産申告書(受付印があるもの)及び種類別明細書の写し

※eLTAX(電子申告)による申告の場合、受付印は不要

※種類別明細書は、補助金対象資産のページ(写し)のみを提出

- ⑤ 新たに取得した設備等に係る請求書及び領収書の写し
- ⑥ ⑤の書類に各設備等の取得価格が明記されていない場合は、それらが分かる書類(見積書等)の写し

- ⑦ 補助金等交付請求書



◆受付時間

月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

問い合わせ 安城市役所商工課工業労政係

【電話】0566-71-2235 【FAX】0566-76-1184

【URL】安城市公式ウェブサイト「望遠郷」⇒ホーム>事業者向け>商工業・工事

【代表メール】shoko@city.anjo.lg.jp

中小企業みらい設備投資促進補助金 申請チェックリスト（30年度版）

補助金申請時の確認にご利用ください

・記入もれや誤りはありませんか？

押印（法人の場合は**代表者印**）

住所（所在地）、氏名（企業名及び代表者名）、申請担当者、税理士（税理士へ申告を依頼している場合）

業種、資本金（法人の場合）、常用雇用者数

→中小企業基本法第2条第1項各号に規定される中小企業者に該当していますか？

資産名称、数量、所得価格、取得年月日、資産所在地

・申請する資産は補助金の対象となる資産ですか？

取得期間は、平成30年1月2日から平成31年1月1日までの間である

固定資産税（償却資産）の申告対象となる資産である

※自動車税、軽自動車税の対象となる自動車は、申告対象ではありません

構築物・建物付属設備（第1種）、機械及び装置（第2種）、車両及び運搬具（第5種）、工具・器具及び備品（第6種）に該当する

安城市に固定資産税（償却資産）の申告をした資産である

・補助金申請書類は揃っていますか？

中小企業みらい設備投資促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

申請日前3月以内に発行された法人に係る登記事項証明書（全部事項証明書）

申請日前3月以内に発行された市税の完納を証する納税証明書（完納証明書）

直近の1期事業年度分の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、事業報告書等）

直近の確定申告書の写し（個人事業の場合）

※必要ページ：第1表・2表、収支内訳書または青色申告決算書

平成31年度償却資産申告書（受付印があるもの）及び種類別明細書の写し

※eLTAX（電子申告）による申告の場合、受付印は不要

※種類別明細書は、補助金対象資産のページ（写し）のみを提出

新規取得した資産に係る請求書及び領収書の写し

請求書及び領収書に各資産の取得価格が明記されていない場合、それらが分かる書類（見積書など）の写し

補助金等交付請求書

※申請書式は、安城市公式ウェブサイト「望遠郷」からダウンロードできます。

【固定資産税（償却資産）申告時のお願い】

補助金申請する場合は、償却資産申告書の右下備考欄に「補助金申請予定」と記入（eLTAX 申告時は入力）して償却資産係へ申告してください。また、償却資産の詳細については、資産税課償却資産係（電話 71-2215）にお問い合わせください。